

労働者派遣事業に係る情報提供

MI フォース株式会社

代表取締役 昌原清植

対象期間： 2024 年 10月1日～2025 年 9月30日

「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」の第 23 条 5 項（則第 18 条の 2 第 3 項）の規定により情報を提供いたします。

事業所名称：MI フォース株式会社

住所： 東京都中央区築地 1 丁目 13 番 1 号 銀座松竹スクエア 9 階

■労働者派遣の実績等

派遣労働者数（1 日平均） 382 名

派遣先企業数（事業年度あたりの事業所数） 292 件

労働者派遣に関する料金の平均額（1 日8 時間あたり） ① ¥48,866

派遣労働者の賃金の平均額（1 日8 時間あたり） ② ¥25,893

マージン率（①-②）÷①×100（小数点以下第 1 位未満を四捨五入） 47.0%

当社は、派遣労働者に対して、以下の教育研修を実施しております。

MR 認定センターが定める導入研修と継続研修、MR 認定試験対策、マナー研修
スキルアップ研修、コンプライアンス研修、ISMS 研修等

また、マージン率には、上記教育研修費のほかに以下の費用が含まれます。

派遣労働者の募集・採用に関する費用

派遣労働者の通勤交通費・営業交通費

派遣労働者の赴任費用

派遣労働者への各種貸与物（パソコン・i-pad、車両等）

派遣労働者の派遣契約終了後の待機中給与

派遣事業にかかる PM・サポートスタッフ人件費及び PM 宿泊交通費

社会保険料（雇用保険、厚生年金、健康保険、労災保険）

福利厚生に関する費用

■キャリア形成支援

キャリア申告制度

キャリアコンサルティング（国家資格取得者によるコンサルティング）

ジョブポスティング

スキルアップ研修 等

＜キャリアコンサルティング相談窓口及び連絡先＞

ご希望の方は遠慮なく、下記までご連絡くださいますようお願いいたします。

キャリアコンサルティングの方法、面談（we 面談）、電話面談等可能ですので、日時も含め、受付窓口担当者でご調整ください。

キャリアカウンセリングルーム career@miforce.co.jp

■福利厚生に関する事項

各種保険 労災保険・健康保険・厚生年金保険・雇用保険・上乗労災保険・LTD 保険・
総合福祉団体生命保険

休暇休業 入社時から取得できる有給休暇・フレキシブル休暇・産休・育休・介護休暇・
生理休暇・公民権行使の時間・慶弔休暇

健康衛生 定期健康診断の補助制度・本人及び家族のインフルエンザ補助金制度

住宅 住宅契約一時金制度・住宅手当・住宅更新料補助・短期転居補助制度・引越代

生活支援 財形貯蓄・Benefit ステーション・タイムズカーシェア・慶弔見舞金制度・
退職金制度・単身赴任帰省旅費制度・クライアント行事参加補助制度

■労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の規定に基づく労使協定に関する事項

- ・労使協定を締結しているか否か

締結済

- ・労使協定の対象となる派遣労働者の範囲

派遣先で医療情報担当（MR/リモート MR/e-Rep）、MSL、医療機器サポート、医療機器営業（DMR）、PMS モニター、臨床検査技師、エデュケーションルナース、PSP-Pro ナース、alliance and marketing associate、Clinical Trial Liaison、Medical Adviser、インサイドセールス、アプリケーションスペシャリスト、プロダクトマネージャー、事務、DI 等の業務に従事する従業員に適用する。

- ・労使協定の有効期間の終期

令和 10 年 3 月 31 日

以上